

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：関東化学株式会社 會田 恵介)

化学物質に関する法律で令和元年9月から令和元年11月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 労働安全衛生法 関係

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第128号(令和元年9月27日付)により、労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が173件公表されました。

(通し番号：27866～28038)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H190927K0010.pdf>】

2) 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて(厚生労働省労働基準局長通知 基発1122第8号、令和元年11月22日付)

下記に示す物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講じるように通知されました。

・変異原性が認められた届出物質(28物質)

- ① *N*-[(2*R*)-1-クロロプロパン-2-イル]-2-ニトロベンゼンスルホンアミド
- ② スルホンジエチレン=ジメタンスルホナート
- ③ *N,N,N',N'*-テトラメチル-*N,N'*-[(2-オキシシクロペンタン-1,3-ジイル)ビス(メチ

レン)]ジアンモニウム=ジクロリドを主成分とする、シクロペンタノンとジメチルアンモニウム=クロリドとホルムアルデヒドのマンニッヒ反応生成物

- ④ 2-ニトロチオフェン
- ⑤ ビス(4-{3-メチル-4-[(5-ニトロ-2-オキシド-*κO*-フェニル)-η²-ジアゼニル]-5-オキシド-*κO*-1*H*-ピラゾール-1-イル}ベンゼンスルホナト)コバルト酸(3-三ナトリウム
- ⑥ 2-[2-(ヒドロキシイミノ)チオフェン-3(2*H*)-イリデン]-2-(2-トリル)アセトニトリル
- ⑦ 1-ブロモ-3-(プロモメチル)-2-フルオロベンゼン
- ⑧ (*E*)-7-メトキシ-3-(2,2,2-トリフルオロ-1-[(トリフルオロメタンスルホニル)オキシ]イミノ}エチル)-2*H*-クロメン-2-オン
- ⑨ 2-(4-アミノ-3-[(4-アミノ-2-メチルフェニル)イミノ]6-イミノシクロヘキサ-1,4-ジエン-1-イル}オキシ)エタン-1-オール
- ⑩ 5-アミノ-4-[(4-アミノ-2-メチルフェニル)イミノ]-2-メチルシクロヘキサ-2,5-ジエン-1-オン
- ⑪ 2-アミノ-3*H*-フェノキサアジン-3-オン
- ⑫ 4-[2-(2-{2-[(3-クロロプロパノイル)オキシ]エトキシ}エトキシ)エトキシ]安息香酸
- ⑬ 4-クロロ-3-[(2,2,3,3,3-ペンタフルオロプロボキシ)メチル]ベンゼン-1-ジアゾ

ニウム=クロリドを主成分とする、亜硝酸ナトリウムと塩化水素と4-クロロ-3-[(2,2,3,3,3-ペンタフルオロプロポキシ)メチル]アニリンの反応生成物

⑭4-(ジ-tert-ブチルホスファニル)-N,N-ジメチルアニリン

⑮1,2-ジメチル-5-ニトロ-1H-イミダゾール

⑯1-(4,5-ジメトキシ-2-ニトロフェニル)エタン-1-オン

⑰[11,21:24,31-テルフェニル]-14,34-ジアミン

⑱ナトリウム=4-[5-ヒドロキシ-4-[(2-ヒドロキシ-5-ニトロフェニル)ジアゼニル]-3-メチル-1H-ピラゾール-1-イル}ベンゼン-1-スルホナート

⑲メチル=4'-{(4-[2-(2-{2-[(3-クロロプロパノイル)オキシ]エトキシ}エトキシ)エトキシ]ベンゾイル}オキシ)[1,1'-ビフェニル]-4-カルボキシラート

⑳4'-メトキシ[1,1'-ビフェニル]-4-イル=4-[2-(2-{2-[(3-クロロプロパノイル)オキシ]エトキシ}エトキシ)エトキシ]ベンゾアート

㉑2-アミノ-4-メトキシフェノール

㉒2-{1-[2-(2-エトキシエトキシ)エチル]ヒドラジン-1-イル}-1,3-ベンゾチアアゾール

㉓N-(2-クロロエチル)-4-[(2,6-ジクロロ-4-ニトロフェニル)ジアゼニル]-N-エチル-3-メチルアニリン

㉔(1S,2S,3R,4S,6R)-4,6-ジアミノ-3-[(2R,3R,6S)-3-アミノ-6-(アミノメチル)-3,6-ジヒドロ-2H-ピラン-2-イル]オキシ}-2-ヒドロキシシクロヘキシル=3-アミノ-3-デオキシ- α -D-グルコピラノシドを主成分とする、(アンモニアと{(1R,2S,3S,4R,6S)-4,6-ジアミノ-3-[(3-アミノ-3-デオキシ- α -D-グルコピラノシル)オキシ]-2-ヒドロキシシクロヘキシル=2,6-ジアミノ

-2, z6-ジデオキシ- α -D-グルコピラノシドと1,1-ジメトキシシクロヘキサンとフェニルメタンスルホニル=クロリドと水とヨウ化カリウムの反応生成物}とナトリウムと水の反応生成物)と塩化水素の反応生成物

㉕2,6-ビス[(4-アジドフェニル)メチリデン]-4-エチルシクロヘキサン-1-オン

㉖2,2',2''-[ベンゼン-1,2,3-トリイルトリス(オキシメチレン)]トリス(オキシラン)を主成分とする、(クロロメチル)オキシラン・ベンゼン-1,2,3-トリオール重縮合物

㉗2-{1-[2-(2-メトキシエトキシ)エチル]ヒドラジン-1-イル}-1,3-ベンゾチアアゾール

㉘4-メトキシ-2-(フェニルジアゼニル)フェノール

【厚生労働省法令等データベースサービス：
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T191209K0040.pdf>】

【厚生労働省法令等データベースサービス：
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T191209K0030.pdf>】

2. 医薬品医療機器等法 関係

1) 指定薬物の追加

厚生労働省令第69号(令和元年11月14日付)により、次の3物質が「指定薬物」に指定されました。

①[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](ナフトレン-1-イル)メタノン及びその塩類

②1-(ベンゾフラン-4-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類

③1-(ベンゾフラン-6-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類

(施行日：令和元年11月24日)

【厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00011.html】

業種	基準値(単位mg/L)	
	現行	改正後
金属鉱業	0.08 (H28.12.1～ R1.11.30)	0.08 (R1.12.1～ R3.11.30)

3. 水質汚濁防止法 関係

環境省令第15号(令和元年11月18日付官報)により、水濁法施行規則等改正省令の附則第2条第1項が改正され、金属鉱業に係るカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期間について、水濁法施行規則等改正省令の施行日(平成26年12月1日)から5年間(令和元年11月30日)であるものが、同日から7年間(令和3年11月30日)に延長されました。
 (施行日：令和元年12月1日)

【環境省ホームページ：
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/112762.pdf>】

以上